

## 令和4年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査実施要項

令和4年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査の実施については、この要項の定めるところによる。

### 1 実施教科

「令和4年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査実施科目一覧」にある教科・科目について実施する。

### 2 受検資格

令和4年3月末日までに受検を志望する教科の高等学校及び中学校教諭普通免許状取得見込の者又は現に高等学校及び中学校教諭普通免許状を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者

- ① 本学の学部長、本学部・局長以上又は学校法人日本大学が設置する付属高等学校・中学校長により推薦された者
- ② 日本大学競技部に所属している者又は卒業生で優秀な競技歴を有し、かつ将来優秀な指導者(顧問)の教員となることについて期待し得る者で、日本大学競技スポーツ審議会会長により推薦された者

### 3 検査内容

- ① 第1次検査
  - (1) 学力検査(教科専門)
- ② 第2次検査(第1次検査合格者のみ)
  - (1) 学力検査(一般教養, 教職専門)
  - (2) 小論文
  - (3) 職業適性検査

※ 小論文は第2次検査であるが、第1次検査日に受検者全員に実施し、第1次検査合格者のみ採点する。
- ③ 第3次検査(第2次検査合格者のみ)
  - (1) 面接試問

### 4 検査期日・検査場所

- ① 第1次検査(学力検査(教科専門))・小論文(※)

※ 小論文は第2次検査であるが、第1次検査日に受検者全員に実施し、第1次検査合格者のみ採点する。

令和3年6月下旬～7月上旬頃  
日本大学会館：〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24
  - ② 第2次検査(学力検査(一般教養, 教職専門)・職業適性検査)

令和3年7月中旬～下旬頃  
日本大学会館：〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24
  - ③ 第3次検査(面接試問)

令和3年8月下旬頃  
日本大学会館：〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24
- ※ 検査期日の詳細は、令和3年4月頃に決定し、公開する。

### 5 提出書類

- ① 令和4年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査受検申込書
- ② 最終学校卒業(見込)証明書(大学院修了(見込)者は、学部の卒業証明書も併せて添付すること。)

- ③ 最終学校成績証明書(教職課程成績記載のもの。大学院修了(見込)者は、学部卒業以降の成績証明書、学部編入者は編入前の成績も併せて添付すること。教職課程科目を科目等履修等で別途取得した場合は、その成績証明書も添付すること。)
- ④ 教員免許状(写)又は教員免許状取得見込証明書
- ⑤ 受検資格①号に該当する者は、本学の学部長、本部部・局長以上又は学校法人日本大学が設置する付属高等学校・中学校長による推薦書  
受検資格②号に該当する者は、日本大学競技部所属の各競技部の部長及び監督の推薦書並びに競技記録を付した日本大学競技スポーツ審議会会長の推薦書
- ⑥ 返信用定形封筒1通(受検者本人の現住所・氏名記載のもの、切手不要。)
- ※ ②, ③, ④について、書類提出期間(下記6)に提出できない者は、令和3年6月18日(金)17時までには本部人事部人事課に提出すること(郵送する場合は、書留等の記録が残るものを利用すること)。
- ※ 提出書類に基づく個人情報は今回の適性検査及び採用選考全般に利用する。また、提出書類は返却しないのであらかじめ了承すること。

## 6 書類提出期間

令和3年5月24日(月)から令和3年5月31日(月)まで<17時必着>(郵送する場合は、書留等の記録が残るものを利用すること)

- ※ 本学卒業見込みの者、及び本学卒業者で出身学部長の推薦により受検する者は、学部を經由して書類を提出すること。上記期間よりも早い時期に提出期限を設定している場合があるので、あらかじめ学部の就職指導課等に確認すること。

## 7 書類提出先

日本大学本部人事部人事課

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24 Tel. 03(5275)8121

## 8 選考結果の通知

その都度、受検者に郵送又はメールで通知する。

### (備考)

- 1 日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査により、適性者として判定された者の中から、教諭採用内定者及び常勤講師任用(任期の定めのある任用)内定者を決定する。
- 2 教諭採用内定者の決定については、適性者として判定された者の中から、採用予定付属高等学校長との面接(9月下旬予定)を実施した上で決定する。
- 3 地理及び情報については、常勤講師の任用に限る。
- 4 常勤講師は、教員育成等の目的から、非常勤講師未経験の者又は概ね3年未満程度の者の任用を予定している。
- 5 常勤講師任用内定者の決定については、適性者として判定された者の中から、任用予定付属高等学校長との面接(11月中旬予定)を実施した上で決定する。
- 6 令和4年3月末までに内定教科の高等学校及び中学校教諭普通免許状を取得できなかった場合又は更新手続を行っていなかった場合は内定を取り消す。
- 7 勤務地は、学校法人日本大学が設置する高等学校・中学校である。地方勤務(静岡県三島市、山梨県上野原市、山形県山形市、福島県郡山市)の場合がある。

以上